

# 事業主のみなさまへ

「労働保険の加入はあなたの責任で」

労働保険の加入手続きは  
**労働保険事務組合に  
おまかせ下さい**



厚生労働大臣認可

労働保険事務組合への利用のすすめ

労働者を一人でも雇用する事業主は、業種のいかに問わず労働保険に加入しなければなりません。  
労働保険の手続きが煩わしいとか手不足のため事務処理に困っている事業主はおられませんか。  
このようなときに役立つのが労働保険事務組合です。

くわしくは、福井労働局、労働基準監督署、公共職業安定所又は本連合会事務組合におたずねください。

福井県労働保険事務組合連合会会員  
労働保険事務組合

福井労働局・福井県労働保険事務組合連合会  
【電話0776-22-0112(福井労働局) 0776-23-7331(福井県労保連)】



# 事業主の みなさまへ

## 労働保険事務組合 (厚生労働大臣認可)とは

労働保険には、雇用保険・労災保険の保険料の申告納付手続きや、労働者の入社・退社のときの届出などの事務手続きがあり、事業主には、その事務手続きがわずらわしく負担となっている場合も少なくありません。

そこで、事業主が行わなければならない、これらの事務処理を厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が、事業主に代わって一括して処理できるようにしたのが、労働保険事務組合制度です。

## 事業主に代わって行う 労働保険事務とは

- ① 概算保険料・確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届・雇用保険の事業所設置届の提出などに関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請などに関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出などの事務
- ⑤ その他、労働保険についての申請、届出、報告などに関する事務

## 事務を委託されますと

- ① 事務組合が一括して事務処理をするので、事業主の事務処理が軽減されます。
- ② 労災保険に加入する事が出来ない事業主や家族従事者も特別に労災保険に加入できます。
- ③ 労働保険料は金額の多少にかかわらず3回に分けて納付できます。
- ④ 事務を委託される場合には、委託手数料等が必要となります。

## 雇用保険とは

保険料は事業主、被保険者、  
国が負担する

### 失業した場合

事業所に働いていた方（被保険者）が失業した場合には、働いていた方の生活の安定と再就職の促進を図るとともに、就職活動を応援する事を目的とした失業者に給付を行う制度です。

失業者給付は働いていた期間（被保険者期間）、退職時の年齢、就職困難者及び退職理由によるものと、「勤務先の退職理由、倒産・解雇者」は、90～330日。自己都合・懲戒解雇・定年退職・契約期間満了等による「一般退職者」は90～150日。「就職困難者」は150日～360日となります。

### 在職中の方

#### ① 高齢者雇用継続給付

60歳到達時点に比べて賃金が75%未満で働きつづける60歳以上65歳未満の一定の一般の被保険者（雇用保険に加入している者）が就業意欲を維持し喚起して、65歳まで雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

#### ② 育児休業給付

1歳未満の子を養育するための育児休業を取得する被保険者であって、一定の受給要件を満たす者に対して支給するもので、従業員に育児休業を取得しやすく、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することを目的としています。



### ③ 介護休業給付

介護を要する家族介護するための休業を取得する者（雇用保険に加入している者）であって、一定の受給要件を満たす者に対して支給するもので、従業員が介護休業を取得し易くし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することを目的としています。

### ④ 教育訓練給付

従業員（雇用保険に加入している者）又は、一般の被保険者であった者（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合に相当する額を支給するもので、労働者の主体的な能力開発の取組を支援するものです。

## 事業主の方

### ① 継続雇用定着促進助成金

継続雇用の促進及び定着を図ることを目的として、労働協約若しくは就業規則により、定年の引き上げや、継続雇用制度を設けた事業主又は新たに高年齢者事業所を設置した事業主に対して助成しています。

### ② 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者（就職が特に困難な者）を職業紹介機関の職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成して、雇用機会の増大を図ることを目的としています。

### ③ 雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業及び教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当て、賃金又は出向労働者に係る賃金等の負担の一部助成して、失業の予防を図ることを目的としています。

雇用安定等助成金につきましては、上記記載を含めて35の給付金制度がありますので福井労働局、公共職業安定所へお尋ねください。

## パートタイム労働者 登録型派遣労働者の 雇用保険の加入

### パートタイム労働者・登録型派遣労働者

#### ▽ パートタイム労働者の雇用保険の加入基準

パートタイム労働者については、次のいずれにも該当するときは、雇用保険の被保険者となります。

#### ① 反復継続して就労する者であること

具体的には、1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合です。

#### ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

#### ▽ 登録型派遣労働者の雇用保険の加入基準

登録型派遣労働者については、次の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当する場合に雇用保険被保険者となります。

反復継続して派遣就業する者であること

次の（イ）又は（ロ）に該当する場合、これに当たります。

（イ）同一の派遣元事業主に1年以上引き続き雇用されることが見込まれるとき。

（ロ）同一の派遣元事業主との間に雇用契約が1年未満で（イ）に当たらない場合であっても雇用契約と次の雇用契約の間隔が短く〔次の（例）参照〕、その状態が通算して1年以上続く見込があるとき。

#### （例）

① 雇用契約期間2ヶ月程度以上の派遣就業を1ヶ月程度以内の間隔で繰り返し行うこととなっている者。

② 雇用契約期間1ヶ月以内の派遣就業を数日以内の間隔で繰り返し行うこととなっている者。



# 労災保険とは

保険料は事業主が全額負担

## ▽ 療養（補償）給付

業務が原因で起きた「負傷」・「疾病」又は通勤で災害を受けたとき、必要な医療費が受けられます。

## ▽ 休業（補償）給付

業務災害又は通勤災害による傷病療養のため働くことができず賃金を受けていない場合、休業4日目から給付基礎日額の60%の補償給付と特別支給金（同20%）が支給されます。

## ▽ 障害（補償）給付

傷病が治癒したとき身体に一定の障害が残った場合、障害（補償）年金又は、障害（補償）一時金が支給されます。

① 障害（補償）年金……障害等級、1級～7級までの人に給付基礎日額の313日～131日分の年金が支給されます。

② 障害（補償）一時金……障害等級8級～14級までの人に給付基礎日額の503日分～56日分の一時金が支給されます。

## ▽ 傷病（補償）年金

業務災害、通勤災害で療養を開始後1年6ヶ月を経過しても治らず傷病等級に該当するときは、疾病の程度により給付基礎日額の313日（1級）、277日（2級）、245日（3級）分の年金が支給されます。

## ▽ 遺族（補償）給付

① 不幸にして死亡した場合、遺族の方に遺族（補償）年金などが支給されます。

② 特別支給金（300万円の一時金）も支給されます。

## 業務上災害

業務中の災害が原因で起きた「負傷」「疾病」等について、必要な保険給付が受けられます。



## 通勤災害

通勤途中の事故も業務上災害と同じ内容の保険給付が受けられます。



## 休業補償

業務災害等による傷病療養のため働くことが出来ない期間（休業4日目以降）に支給されます。



## 障害補償

負傷又は疾病が治り、身体に障害が残った場合支給されます。

